

石狩市手話に関する基本条例の取組みについて

行政説明資料

石狩市保健福祉部障がい福祉課

1 手話条例の制定及びその後の経過

(1) 市民との交流から市長が手話に関する条例を作ることを決意

- ・平成23年12月の市長室開故事業の場において、全日本ろうあ連盟が作成した小冊子「みんなでつくる手話言語法」を石狩聴力障害者協会等の関係者から市長へ手渡され、以前から手話に関する条例を作ることが必要と考えていた市長が、その冊子の内容を見て、手話に関する条例を作りたいという思いを強くする。
- ・平成24年1月の石狩聴力障害者協会の新年交礼会において、手話の地位向上を目指し、条例を作りたい思いを協会関係者に伝える。

(2) 市長が手話条例の制定への意思を表明

平成24年9月 全道ろうあ者大会において、手話の地位向上を目指した手話の条例を制定することを表明

平成25年3月 石狩市議会において、検討会を設置して、同年9月に市議会に条例を提案することを表明

(3) 石狩市手話に関する基本の制定に係る条例検討会を設置

手話に関する条例を制定するための検討会を平成25年5月に設置。検討会は、聴覚障害関係団体、手話・要約筆記に関する団体、学識経験者の9名委員により構成される。

(4) 検討の状況

平成25年5月から10月までの間、計7回検討会の開催をし、市からの諮問に応じ、検討会から市へ提言書が提出される。

(5) 検討過程での主な議論

- ・手話条例は、何を目的としてつくるのか？
- ・手話条例は誰のための条例か？ 聴覚障がい者、ろう者、市民全体のためのものか？

(6) 検討会における議論が条例へ反映

検討会の議論の結果、条例の理念について、次に掲げる内容が大切であるという論点の整理がなされ、条例にその内容が反映される。

- ・ 条例は、「聴覚障がい者」のためでも「ろう者」のためのもではなく、条例をつくって市民に「手話は言語」であることの理解を広げていくためのものであること。
- ・ 条例は、障がい者支援の福祉的な視点から定めるものではない。人が生きていく上で欠かすことができない、言語の一つである手話やその言語を必要とするろう者のことを多くの市民に知ってもらうものであること。
- ・ 言語的少数者のことを市民が理解をするためのまちづくり条例であること。
- ・ 手話は、コミュニケーションの手段ではなく、一つの言語としてとらえることが大切であること。

(7) 条例の制定

平成25年12月16日市議会において、石狩市手話に関する基本条例案が可決される。手話条例は、全国市町村初の制定となりました。

(8) 施策の推進

手話条例に基づく施策を推進するため、平成26年3月に施策の推進方針を策定し、方針に基づき具体的な施策が進められている。(具体的な内容は3の手話基本条例に定める推進方針による取組みに記載)

(9) 石狩市手話に関する基本条例の見直し検討会を設置

手話条例附則において、「3年を目処として施行の状況について検討を加え、その結果に基づいて、必要な見直しを行うものとする。」と規定していたこを受けて、平成28年5月に手話条例の見直し検討会を設置する。

平成28年5月から11月まで7回にわたり、条例見直しの検討をし、検討会から市へ提言書の提出がある。

提言の内容は、手話条例は見直しせず、施策の内容について検討する必要があること及び条例の推進及び施策の推進方針の見直しにあたっては、懇話会等の会議を設置する必要がある旨のものである。

2 石狩市の手話条例の特徴

(1) 手話言語の理解できる地域社会の構築を目指している

手話は言語であること及び人にとって言語の大切さについて、それらのことを市民が共有できる地域社会を作ることを目指している。

(2) 小・中学校における手話出前授業の定着

- ・ 手話条例施行後、市内の小・中学校において、総合的な学習の時間を活用して授業が行われ、その取組みが定着
- ・ 手話出前授業を実施するために、石狩市手話出前講座運営委員会を設置し、当該委員会において授業プログラム及び授業用の副教材を作成

(3) 地域における手話の広がり

地域において、手話条例の理念に共感して、手話やろう者を理解する取組みを自らしてくれる人達がいる。

【取組例】

- ・ 石狩消防署員による継続的かつ自主的な手話研修の取組み
- ・ 石狩翔陽高校における手話語授業の開始
- ・ 高齢者クラブ活動における手話講座の取組み
- ・ 放課後児童クラブにおける手話講座の取組み

3 手話基本条例に定める推進方針による取組み

手話基本条例第5条に規定する施策の推進方針により、次のような施策を推進している。

施策の推進方針に定める取組み内容

事項	方針に掲げる推進施策	実施した具体的な取組み																			
1 手話の普及啓発に関する事項	ア 市民が手話に触れる機会をつくるため、出前講座を提供していきます。	まちづくり出前講座の一環として、手話出前講座を位置づけ、各種団体、事業所、小・中学校において出前講座を実施しました。 ※参考 出前講座実施状況(※実施総数。手話出前授業含む。)																			
		<table border="1"> <thead> <tr> <th>年度</th> <th>実施箇所</th> <th>実施回数</th> <th>参加延人数</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>H26年度</td> <td>30箇所</td> <td>102回</td> <td>3,618名</td> </tr> <tr> <td>H27年度</td> <td>28箇所</td> <td>148回</td> <td>3,860名</td> </tr> <tr> <td>H28年度</td> <td>24箇所</td> <td>167回</td> <td>4,480名</td> </tr> </tbody> </table>	年度	実施箇所	実施回数	参加延人数	H26年度	30箇所	102回	3,618名	H27年度	28箇所	148回	3,860名	H28年度	24箇所	167回	4,480名			
	年度	実施箇所	実施回数	参加延人数																	
	H26年度	30箇所	102回	3,618名																	
	H27年度	28箇所	148回	3,860名																	
	H28年度	24箇所	167回	4,480名																	
イ 手話が言語であることを知ってもらうため、研修や学習のための教材づくりやプログラム化を目指し、調査研究していきます。	小学生向けの手話教育プログラム及び手話出前授業のための副教材を作成しました。																				
ウ 手話を使用する市民が、市の行政サービスを利用する際に、手話の使いやすい環境づくりを進めるため、市職員に対する手話に関する研修会を実施していきます。	平成26年度～平成28年度の3か年で、市役所の全職員が手話研修会を受講できるように、研修会を開催しています。																				
エ 市内の事業所において、手話に関する理解が広まるように、手話に関する研修会の機会を提供していきます。	市内のスーパー、消防署、社会福祉協議会等において、実践的な手話研修会を開催し、事業所において、職員が手話を含めて対応できるように取組みました。																				
オ 子どもたちが、手話や手話を使用する市民と親む機会をつくることを関係機関と協議しながら、実施に向けて検討していきます。	・ 小学校・中学校において、総合的な学習の時間を活用して、多くの学校で手話出前授業を実施しています。 出前授業実施状況																				
	<table border="1"> <thead> <tr> <th>年度</th> <th colspan="2">小学校</th> <th colspan="2">中学校</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>H26年度</td> <td>7校</td> <td>64回 2,143名参加</td> <td>5校</td> <td>6回 551名参加</td> </tr> <tr> <td>H27年度</td> <td>7校</td> <td>97回 2,927名参加</td> <td>3校</td> <td>12回 327名参加</td> </tr> <tr> <td>H28年度</td> <td>10校</td> <td>122回 3,223名参加</td> <td>5校</td> <td>20回 891名参加</td> </tr> </tbody> </table>	年度	小学校		中学校		H26年度	7校	64回 2,143名参加	5校	6回 551名参加	H27年度	7校	97回 2,927名参加	3校	12回 327名参加	H28年度	10校	122回 3,223名参加	5校	20回 891名参加
年度	小学校		中学校																		
H26年度	7校	64回 2,143名参加	5校	6回 551名参加																	
H27年度	7校	97回 2,927名参加	3校	12回 327名参加																	
H28年度	10校	122回 3,223名参加	5校	20回 891名参加																	

	<p>カ 市民が手話に親しむことができるように、イベントを開催し、又は他者が主催するイベントに参加するなど、実施に向けて検討していきます。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 放課後児童クラブにおいて、手話講座を開催し、学校の授業の場以外でも手話に触れる取組みが行われています。 <p>手話の普及啓発及び理解の広がりのお機ををつくるため、市民関係団体が主体となって手話イベントである石狩手話フェスタが毎年開催されています。市も実行委員会の参画機関として、実施をサポートしています。</p>
	<p>キ 手話の普及啓発及び理解の広がりのお仕組みづくりについて、手話サークル団体、石狩聴力障害者協会と市が協働して検討していきます。</p>	<p>石狩手話出前講座運営委員会を設置し、手話の普及啓発及び理解の広がりがお継続できる仕組みを新たに作っています。</p>
2 手話による情報取得及び手話の使いやすい環境づくりに関する事項	<p>ア 手話による行政の情報発信を広めていくため、手話による行政情報を発信することが必要なものについて、その内容の検討を進めていきます。</p>	<p>石狩市議会映像に手話通訳映像(窓付き画面の手話通訳)を挿入して、手話による情報発信をしています。</p>
	<p>イ 対面による手話通訳を基本としつつ、ICT(情報通信技術)を活用した遠隔手話通訳サービス、電話リレーサービス等の導入について検討し、手話の使いやすい環境づくりを進めていきます。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 平成26年8月から電話リレーサービスを実施しています。 ・ 平成26年10月から遠隔手話通訳サービス実施しています。
3 手話による意思疎通支援の拡充に関する事項	<p>ア 市の手話通訳者としての人材育成及び手話通訳者の任用について、そのあり方を検証していきます。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 手話通訳者の資質向上や対人援助者としての理解を深めるため、新たな研修の機会を増やしました。 ・ 手話通訳者を養成するための講座を継続して開催しています。
	<p>イ 手話通訳者が活動しやすい環境をつくるため、他の自治体の状況を参考にしながら、その方策を検討していきます。</p>	<p>登録手話通訳者が活動しやすいように、報酬額の増額、自家用車の使用及び夜間等におけるタクシーチケットの使用を可能にするなど、活動しやすい環境をつくりました。</p>
	<p>ウ 手話通訳派遣制度における公的派遣としてのあり方について、石狩市手話に関する基本条例に掲げる理念や目的を踏まえ、派遣制度のあり方を検証していきます。</p>	<p>手話条例の施行に合わせて、手話通訳派遣制度における一律的な派遣除外要件を緩和しました。要件緩和前は、政治、宗教、営利にかんするものは、原則、公的派遣から除外をしていました。</p>